第二百七十条の二第一項中「清算機関等」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中央清算機関

二　銀行が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ　間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1)　直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2)　他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ　間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三　資金清算機関等

第二百七十条の二第二項中「清算機関等」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中央清算機関

二　銀行が中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、前項第二号に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

三　資金清算機関等

第二百七十条の三に次の一項を加える。

7　第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の$EAD_{i,agg}$（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの$EAD_{i,agg}$とすることができる。

掛け目＝$\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第八章の二の次に次の一章を加える。

第八章の三　中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

（中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百七十条の六　第六章及び第七章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

一　中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二　中央清算機関に係る清算基金

三　銀行が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであって、第二百七十条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百七十条の七　第六章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第六章の規定を準用する場合において、第七十九条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第百条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。

一　適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二　直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー

3　第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（銀行が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、銀行への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の八　適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一　リスク・センシティブ手法

二　簡便的手法

2　前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（K_{CM}）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一　所要自己資本額（K_{CM}）は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Ndi,1}+A_{Ndi,2}}{\sum_i A_{Ndi,i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{DF}{DF_{CM}}\cdot K^{*}_{CM}$$

$$K^{*}_{CM}=\begin{cases}100\%\cdot 1.2\cdot(K_{CCP}-DF)+100\%\cdot DF'_{CM} & if\quad DF'<K_{CCP} \quad (i)\\ 100\%\cdot(K_{CCP}-DF_{CCP})+c_1\cdot(DF'-K_{CCP}) & if DF_{CCP}<K_{CCP}\leqq DF' \ (ii)\\ c_1\cdot DF'_{CM} & if\quad K_{CCP}\leqq DF_{CCP} \quad (iii)\end{cases}$$

$$K_{CCP}=\sum_i max\left(EBRM_i-IM_i-DF_i,\ 0\right)\cdot 20\%\cdot 8\%$$

$$DF_{CM}=\sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM}=DF_{CM}-2\cdot DF_{CM}/N$$

$$DF'=DF_{CCP}+DF'_{CM}$$

$$c_1=Max\left\{\frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}};\ 0.16\%\right\}$$

K^{*}_{CM}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額